|  |
| --- |
| 　　　 融資申込企業名 |
|  |

様式第１－３号

小規模事業者向け資金緊急無利子化事業利子補給補助金（マル経）

【利子補給の交付市町の確認書】

本資金は、利子の３分の２を、県が負担します。

また、下記の市町においては、利子の３分の１を、市町が負担します。

（利子補給は県・市町共に当初５年間に限ります。）

・あわら市　　・大野市　　　・池田町

・坂井市　　　・越前市　　　・南越前町

・勝山市　　　・永平寺町　　・高浜町

利子を負担する市町の特定のため、申込事業者は、下記①～③の基準に従った場合、

上記の市町が該当する場合は、「利子補給を受ける市町」欄に該当市町をご記載ください。

　①．罹災証明書または被災証明書を取得する事業者は、証明書の発行を受けた市町

②．罹災証明書または被災証明書を取得しない事業者、かつ、福井県内に本社を有する事業者は、

本社が所在する市町

③．罹災証明書または被災証明書を取得しない事業者、かつ、福井県外に本社を有し、福井県内に

事業所を有する事業者は、直近決算にて、売上高の比率が、福井県内において最大の事業所が

所在する市町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利子補給を受ける市町：